

◆ 国賠名

逮捕令状国賠

原告	M・N、M・K（母）
原告代理人	大口昭彦弁護士 他 2 名
被告	国、東京都
事件の概要	<p>1981年1月13日、原告のM・Nは前年10月30日に東京南部で起きた「殺人事件」の犯人として全国に指名手配された。M・Nには事件当日、埼玉県内でアルバイトをしていたという確かなアリバイがあり、2～3カ月後、アリバイ証拠・証言が証拠保全された。しかし、警察がアリバイを無視して指名手配を継続したため、M・Nは時効までの15年間、潜行生活を強いられた。</p> <p>M・Nの家族、友人は、「救う会」を結成して、その15年間、逮捕令状の撤回を求めて毎月毎月、裁判所への抗議行動を続けた。</p> <p>時効後の96年9月21日、それまでの「救う会」を発展的に解消して「逮捕令状問題を考える会」を結成。98年7月2日、東京地裁に提訴。確かなアリバイがあつて犯人ではありえない者について、警察が逮捕令状を請求し、裁判所が発付した違法性、責任をめぐる争った。強固なアリバイ証拠・証言の存在に追い詰められた警視庁は、99年12月7日、これまで多くの国賠では拒否していた逮捕令状請求に係わる疎明資料を、ついに提出させられた。</p> <p>2004年3月17日東京地裁一部勝訴判決。即日控訴。</p> <p>2005年10月27日東京高裁は請求棄却の逆転判決。最高裁で敗訴確定。</p>
結果	敗訴